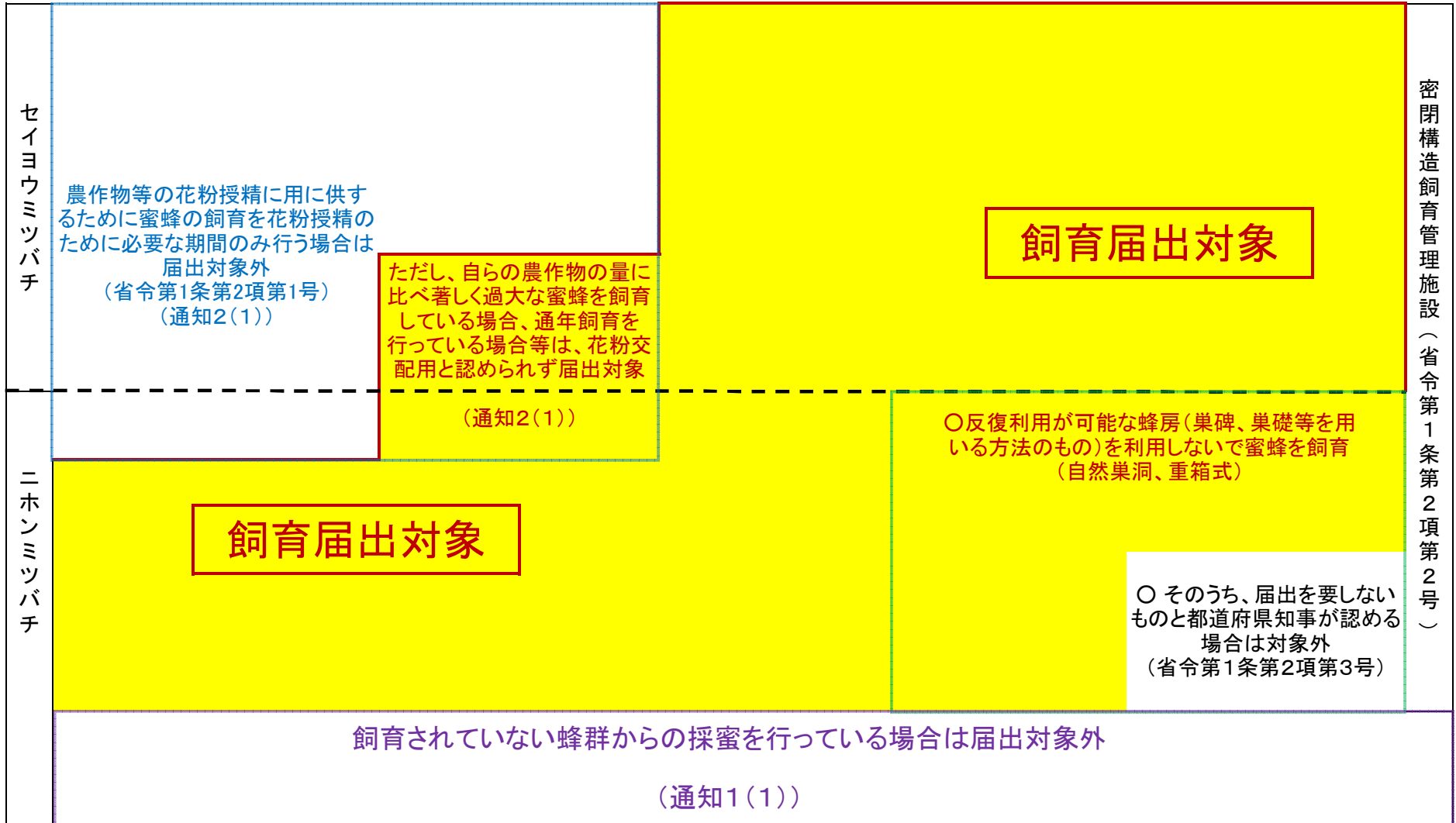


○改正養蜂振興法第3条第1項の飼育届出対象の考え方



※ ただし、上記で「届出対象外」となっている場合であっても、危害防止等の観点から、都道府県が必要と判断する場合は届出を指導できる。  
 (通知2(3)、しかしながら、この場合は養蜂振興法に基づく罰則は適用できない。)